新浜ポンプ場改築事業 入札説明書等に関する質問回答に対する注意事項

新浜ポンプ場改築事業入札説明書等に関する質問の内容を踏まえ、以下に挙げる内容を 十分に理解した上で、技術提案及び見積書の提出、入札に臨んでください。

## 1. 入札説明書に関する注意事項

① 入札説明書3-11-2項に示すとおり、本市は技術提案書(改善技術提案書を含む。)の審査結果を踏まえ、入札説明書2-8項に示す設計・施工に係る事業費上限額以内及び維持管理・運営に係る事業費上限額以内の予定価格をそれぞれ作成します。このため、入札に当たっては、様式集様式15号に示す総価金額が予定価格を下回っているだけでは「失格」となるため、十分注意してください。本市が定める設計・施工業務の予定価格と本市が定める維持管理・運営業務の予定価格をそれぞれ下回る必要があります。

## 2. 様式集に関する注意事項

- ① 様式集様式 14-1 号において見積書を提出するに当たっては、様式 14-2 号の注記に 記載のとおり、①設計業務に係る金額と②施工業務に係る金額の合計額が入札説明 書2-8-1項に示す設計・施工に係る事業費上限額を超えないようにしてくださ い。
- ② 様式集様式 14-1 号において見積書を提出するに当たっては、様式 14-2 号の注記に記載のとおり、③維持管理・運営業務に係る金額が入札説明書 2-8-2項に示す維持管理・運営に係る事業費上限額を超えないようにしてください。
- ③ 上記の①及び②に示すそれぞれの上限額を見積額が超えた場合には、改善通知の対象となりますので、十分注意してください。